

企画競争説明書

業務名称： 東南アジア地域ソーシャルワーカー育成に関する情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a00529

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年8月18日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年8月18日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：東南アジア地域ソーシャルワーカー育成に関する情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。
(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：田代順子 Tashiro.Junko@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月27日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年9月2日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年9月10日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポ

ーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年5月12日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: e-koji@jica.go.jp

件名: (調達管理番号)_ (法人名)_ 見積書

[例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文: 特段の指定なし

添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 現地再委託費（現地での情報収集および現地ワークショップの開催にあたっての支援・補助業務） 1,000,000 円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) THB1 = 3.3407600 円
 - b) US\$ 1 = 109.6820000 円
 - c) EUR 1 = 130.2310000 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／援助の動向分析／各分析の総括業務
- b) 国際援助機関およびわが国におけるソーシャルワーカー育成の動向分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.12人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月30日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提

- 供することがあります。
- (4) プロポーザルの電子データについて
不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
 - 2) 業務実施契約に係る様式：
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：社会保障分野の各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／援助の動向分析／各分析の総括業務

➤ 国際援助機関およびわが国におけるソーシャルワーカー育成の動向分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／援助の動向分析／各分析の総括業務）】

a) 類似業務経験の分野：社会保障分野の各種調査業務

- b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野／国際援助機関およびわが国におけるソーシャルワーカー育成の動向分析】
 - a) 類似業務経験の分野：社会保障分野の各種調査業務
 - b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を

目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／援助の動向分析／各分析の総括業務	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u> ／○○○○	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：国際援助機関およびわが国におけるソーシャルワーカー育成の動向分析	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」または「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「東南アジア地域ソーシャルワーカー育成に関する情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・目的

東南アジア地域 10 カ国からなる ASEAN (Association of South-East Asian Nations) は、1967 年の設立以降、政治、経済、社会、安全保障等の様々な分野での協力を促進し、相互協力的な経済発展に貢献してきた歴史を持つ。しかしながら、ASEAN 地域には経済的不均衡、医療格差、高齢化、人身売買等の様々な社会課題が残されており、高齢者、障害者、児童、女性、生活困窮者等の社会的脆弱層といわれる人々の権利が侵害されている状況が見られる。こういった現状で、ASEAN 地域で暮らす様々な人々の安全な生活を保障するための社会福祉サービスへのニーズは高まっている。その結果として、複雑な社会問題解決あるいは問題の緩和のために適切な社会福祉サービスを提供できるソーシャルワーカー¹の存在は非常に重要である。

他方で、ソーシャルワーカーの確保において、ASEAN 各国は様々な課題を抱えている。具体的には、社会保障分野の重要性とソーシャルワーカーの重要性が十分に認知されておらず、ソーシャルワーク業務を担うために必要な資格が十分に明確化されていないことから、他の国家資格に比べて位置づけが低いことが挙げられる。例えば、タイにおいては、社会福祉振興法の下で認知された専門資格が存在し、タイ・ソーシャルワーカー職業評議会に登録されることで正式なソーシャルワーカーとして認定される²が、他のASEAN 諸国においては資格制度そのものの定義があいまいな国も見られる。また、ソーシャルワーカーの質を向上させるために必要な専門教育が十分に行われていないことも課題として挙げられる。タイにおいては、学位課程以外にも官民組織によるソーシャルワーク業務従事者向けの短期能力強化研修等を実施する取り組みも見られる³が、専門教育を受けずに業務に従事する人が大半である国々もASEAN 地域には見られる。そのほか、絶対的にソーシャルワーカーの数が不足していることも課題として挙げられ

¹ グローバル定義として国際ソーシャルワーカー連盟 (International Federation of Social Workers: IFSW) はソーシャルワーク専門職を次のように定義している。「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域、民族固有の地を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」

² JICA、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング (2021) 「児童福祉保護分野課題対応強化のための情報収集・課題分析業務 調査報告書」

³ JICA、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング (2021) 「児童福祉保護分野課題対応強化のための情報収集・課題分析業務 調査報告書」

る。カンボジアにおいては、社会福祉関連学位取得者のうち、実際にソーシャルワーカーとして職に就くものは極めて少ない状況が確認されており、人口当たりのソーシャルワーカー等社会福祉サービスに従事する人材の割合は、ヨーロッパの先進国で人口300～1500人に対して1人であるところ、カンボジアでは人口27,000人に対して1人という状況にある⁴。

このような状況下、2019年に行われたASEAN首脳会議において、ASEAN議長国（当時）のタイは国内にASEAN Training Centre for Social Work and Social Welfare (ATCSW)を設立した⁵。ATCSWは、ASEAN諸国における社会福祉に関する主要な研修センターと位置付けられ、研修コースの開発・提供、専門的な技術と知識の提供、研修の質と技術開発の向上、ASEAN諸国の関連組織との協力強化を目的としており⁶、ソーシャルワーカーの育成を地域全体の課題ととらえ、社会福祉分野の取り組みの強化を目指しているが、十分とは言えない。

また、COVID-19の影響により、ソーシャルワークや介護をはじめ、対面や身体接触を伴う従来型の対人援助における感染拡大リスクが懸念されており、業務と感染予防の両立が必要となっている。同時に、社会福祉の対象である脆弱性の高い人々の生活困難が顕在化しており、この状況に対応すべく人材の確保の重要性が増している。

本調査は、このようにニーズが高まるASEAN地域におけるソーシャルワーカーの育成に対する協力のあり方を検討する上で必要な情報を収集・分析するものである。具体的には、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナムにおけるソーシャルワーカーの制度と運用状況、課題を整理するとともに、援助の動向、我が国の状況と協カリソースを踏まえて、今後のJICAの協力の方向性を検討する。

第3条 調査の概要

(1) 調査名称

東南アジア地域 ソーシャルワーカー育成に関する情報収集・確認調査

(2) 調査対象機関・対象者

- ・ 各調査国における社会保障・社会福祉分野の関連省庁、その他関連行政機関、ソーシャルワーカー育成機関、他ドナー、NPO・NGO等民間団体等
- ・ ASEAN関連機関（ATCSW、ASEAN事務局等）
- ・ 日本の調査においては、厚生労働省、地方自治体、社会福祉法人、ソーシャルワーカー育成機関、NPO・NGO等

(3) 調査実施期間

2021年10月～2022年2月

(4) 調査対象国

インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム、日本
※ 現時点で想定する対象国は上記のとおりだが、COVID-19の影響等を踏まえ、変更する可能性がある。

(5) 重点調査対象国

⁴ JICA、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング（2021）「児童福祉保護分野課題対応強化のための情報収集・課題分析業務 調査報告書」

⁵ ASEAN Thailand 2019. ASEAN Training Centre for Social Work and Social Welfare (ATCSW). (オンライン) (引用日：2021年6月16日) <https://www.asean2019.go.th/en/infographic/asean-training-centre-for-social-work-and-social-welfare-atcsw/>

⁶ ASEAN Thailand 2019. News and Information. (オンライン) (引用日：2021年6月16日) [Chairman's Press Statement on the Launch of the ASEAN Training Centre for Social Work and Social Welfare \(ATCSW\) 3 November 2019, Bangkok/Nonthaburi, Thailand - ASEAN THAILAND 2019 \(asean2019.go.th\)](#)

(4)のうち、タイを重点調査対象国とする。

理由:タイでは過去にASEAN各国を対象としたソーシャルワーカー育成の取り組みが行われており、ATCSW支援の協力要請がなされているため。

第4条 調査の範囲

本調査は、「第2条 調査の背景・目的」及び「第3条 調査の概要」を踏まえ、「第5条 調査実施上の留意点」で示した分析の視点を踏まえつつ、「第6条 調査の内容」に記載の業務を行い、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 調査実施上の留意点

(1) 調査の実施方法について

- 1) 調査実施方法は、文献調査及び対象国の政府やその他関係機関を対象としたオンライン等によるヒアリング調査とする。これにより、対象国におけるソーシャルワーカーの育成にかかる現状と課題に関わる情報収集を行い、協力の方向性にかかる検討を行う。
- 2) 重点調査対象国であるタイにおいては、現地渡航により、社会開発・人間安全保障省、労働省（労働保護・福祉局を想定）等にヒアリング調査を行う。また、渡航に併せてワークショップを開催する。ワークショップ開催の時期と内容については、本調査前半に我が国のソーシャルワーカー育成に関連した制度・取組紹介等のセミナーと、本調査後半に調査で明らかになったことを踏まえた提言等のセミナーの2回の開催を想定している。ただし、COVID-19感染拡大の影響により対面での実施が難しい場合、オンラインによる実施を検討する。

(2) 本調査におけるソーシャルワーカーの定義について

- 1) 日本には多様なソーシャルワーカー職種⁷が存在するが、本調査におけるソーシャルワーカーの範囲は、社会福祉サービスの相談支援を行うソーシャルワーカー⁸（社会福祉士、精神保健福祉士等）を想定している。各調査対象国におけるソーシャルワーカーの範囲は日本と同様の範囲を想定しているが、国によって資格制度や呼称が異なる可能性がある。よって、各国ごとのソーシャルワーカーの定義に留意しつつ、調査を行うこととする。
- 2) 児童福祉分野に携わるソーシャルワーカーについては、2020年度に実施された「児童福祉分野課題対応能力強化のための情報収集・課題分析業務」で情報収集済であることから、同調査を参考に、必要に応じ更なる情報収集・分析を行う。

(3) ジェンダー視点からの検討について

COVID-19が女性に特に大きな影響を与えているとの報告を踏まえ、各種データ・事例等については、可能な限りジェンダー別の整理・分析を行うこととする。

⁷ 日本における代表的な社会福祉資格として、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士が挙げられ、福祉系三大国家資格と呼ばれている。そのほか、理学療法士などのリハビリ職、保育士などの保育職、社会福祉主事・児童福祉司といった任用資格など様々な福祉職が存在する。

⁸ ソーシャルワーカーという職種は、社会福祉等に関する専門知識を活かし、社会生活に困難や支障のある人々の相談支援を行う専門職の総称として用いられる。

る。また、協力方針を提案する際には、ガイダンスノート「ジェンダー視点に立った COVID-19 対策の推進」（JICA ホームページに掲載）等も参考に、ジェンダー視点からの検討を加えることとする。

（４）調査対象地への渡航

本業務については、現段階では重点調査対象国への渡航を想定しているが、現地渡航の可否の判断は契約締結後となる可能性がある。業務履行期間中に現地への渡航が不可能となった場合には、業務の一部を国内業務に変更して実施することについて発注者と受注者で協議する。また、最終報告書を含めた報告書の提出期限は変更せず、契約期間等も当該理由による延長等はしないこととする。

（５）業務遂行の確認プロセス

本業務は「東南アジア地域 ソーシャルワーカー育成に関する情報収集・確認調査」として、報告書を取りまとめることを目的としているところ、業務遂行に当たっては、十分発注者と協議すること。

また、特に以下の段階においては、必ず発注者と打ち合わせを行ったうえで、業務方針について確認を得ることとする。

- １）業務計画書（案）作成時
- ２）関係者への質問票（案）の作成時、関係者へのインタビュー、質問票の回収時
- ３）ワークショップ企画時
- ４）調査報告書作成時
- ５）調査結果要約表作成時

（６）発注者からの便宜供与

発注者の各対象国事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- １）対象国側実施機関等関係者への質問状の配布及び回収につき、基本的には受注者自身がメール等にて実施する。必要に応じて発注者対象国事務所が支援する。
- ２）対象国側実施機関等関係者へインタビューを行う場合、必要に応じて、発注者対象国事務所が連絡先を入手して提供する。また、インタビューのアポイントメント等について、依頼文書等が必要な場合、支援を行う。

（７）現地再委託

本調査のうち、現地での情報収集、また、現地ワークショップの開催（第6条 調査の内容（１）、（２）及び（４）にあたる業務）については、その支援・補助業務を現地再委託により実施することを認める。

第6条 調査の内容

（１）業務計画書の作成

調査対象先、調査項目、調査方法等を検討の上調査方針を含む業務計画書（和文・英文）を作成する。

（２）ASEAN 地域を含む全世界的な動向についての関連資料・情報の収集・分析等既存の文献、報告書等をレビューし、整理、分析する。文献調査で収集する情報としては以下が挙げられるが、調査内容・方法については検討の上、発注者と協議する。

1) ソーシャルワーカー育成の国際動向と ASEAN における動向

国際動向、ASEAN 地域の動向について情報を整理する。ASEAN 地域の動向を把握する際は、ASEAN 事務局の社会福祉分野の取り組みや ATCSW の活動についても分析する。特に、ATCSW については、上述のとおり、ASEAN 諸国における社会福祉に関する主要な研修センターと位置付けられているため、組織概要、ソーシャルワーカー育成に関連する計画、今後の活動・運営方針等について取りまとめる。

2) ソーシャルワーカー育成の援助の動向

社会福祉分野の主要ドナーである多国間援助機関（国連児童基金（UNICEF）、アジア開発銀行（ADB）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）等を想定）、二国間援助機関（アメリカ、イギリス、ドイツ等）、国際 NGO およびその他の機関（国際社会保障協会（ISSA）、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）等）の最新の協力実施方針が確認できる報告書等から各対象国への取組実績を整理する。

(3) 調査対象国についての関連資料・情報の収集・分析等

調査方針に基づき、関係機関（対象国側関係機関、他ドナー等）に対する質問票を作成する。調査で収集する情報として想定されるのは以下のとおり。

1) 対象国の社会福祉分野にかかる現状の把握

- ① 調査対象国の社会福祉分野の取組概要（社会福祉に関する制度、施策、課題等）について取りまとめる。
- ② ソーシャルワーカーに関する現状（ソーシャルワーカーの範囲等定義、法制度等の基本枠組み、業務内容、人材育成と就労状況等）の分析・検討を行い、以下の情報を整理する。
 - 調査対象国のソーシャルワーカーに関連する行政組織、法制度、資格制度、政策、計画、経済
 - 調査対象国のソーシャルワーカーについての専門分野の区分け（介護、障害、精神保健、児童等）
 - 調査対象国のソーシャルワーカーについての資格の有無
 - 調査対象国のソーシャルワーカーの育成・配置・定着計画と実際、今後の見込み
 - ソーシャルワーカー教育（教育制度、教育機関の種類（養成施設、大学等））、教育の現状（学校数の推移、定員と入学数、カリキュラム）、教育環境（施設・設備、教材、教育費、教員の数、質）、実習施設との連携、課題・現在の取組・今後の方向性等）
 - ソーシャルワーカーの就職後の教育の現状と課題（就職後の継続教育、学会や職能団体での継続教育等）
 - ソーシャルワーカーの就労状況（資格、働き口、教育レベル別の育成・就職・離職・海外流出状況、対象国国内/海外及び国内間（都市部と農村部等）での労働環境の状況、実際の業務と課題、有資格者と無資格者（任用資格者を含む）の違い（業務内容、待遇、昇進等））
 - ソーシャルワーカーにかかる協会、民間団体等の現状と取組（沿革、組織概要（宗教的背景を含む）、人員体制、役割、過去5年程度の活動実績、対象国社会福祉省・他ドナー・教育機関・他専門職種団体との関係等）
 - 海外での就労状況及び同就労に向けた人材育成についての取り組み
 - ソーシャルワーカー育成における他ドナー・他国の教育機関・専門職団体の動向

- ソーシャルワーカーを配置したことで生じた好事例、ソーシャルワーカーの不足による現場での具体的な問題事例
- ③ COVID-19による社会福祉分野への影響について情報を整理する。
 - ソーシャルワーカー分野での取組と課題（育成における課題、人材確保における課題、就労時の課題等）

（４）我が国のソーシャルワーカー育成の現状とリソース

- ① 我が国の社会福祉分野の取組概要（社会福祉に関する制度、施策、課題等）について取りまとめる。
- ② 我が国のソーシャルワーカーに関する現状（ソーシャルワーカーの範囲等定義、法制度等の基本枠組み、業務内容、人材育成と就労状況等）の分析・検討を行う。調査の項目は以下の点を想定している。
 - ソーシャルワーカーにかかる状況（法制度等の基本枠組みとその現状、教育と就労状況）※第6条（2）1）と同様の内容を想定。
 - ソーシャルワーカー育成についての我が国における成功事例及び失敗事例
 - ソーシャルワーカー育成にかかる我が国の優先課題
- ③ 上記作業を踏まえて、質問票を作成し関連機関へ訪問・聞き取り調査を行う。
 - 関連機関は大学、養成機関、全国社会福祉協議会、福祉施設、全国福祉法人協会等を想定している。
- ④ 海外でのソーシャルワーカー育成経験等を有するリソース機関を調査し、これまでの取組実績や途上国支援にかかる組織方針の有無等について整理する。

（５）タイ国政府およびその他の関係機関を対象としたワークショップの実施

ワークショップを通じ、タイにおけるソーシャルワーカー育成の現状と課題、並びに支援ニーズに関する情報収集を行う。COVID-19 感染拡大の影響により対面での実施が難しい場合、オンラインによる実施を検討する。

（６）調査報告書及び調査結果要約表の作成

収集した情報、データを分析するとともに、ソーシャルワーカー育成における今後の協力に関する提言検討を行う。その上で、監督職員とも協議の上、調査報告書（和文・英文）及び調査結果要約表（和文・英文）を作成する。

第7条 報告書等

作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出期限は履行期限日とする。

		提出時期	言語・部数
1	業務計画書（共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 営業日以内	和文 1 部 英文 1 部 電子ファイル（PDF 版）
2	調査報告書	2022 年 2 月中旬～2 月下旬	和文 1 部 英文 1 部 電子ファイル（PDF 版）
3	調査結果要約表	2022 年 2 月中旬～2 月下旬	和文 1 部 英文 1 部 電子ファイル（PDF 版）

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 調査概要

- 1.1 調査の背景・経緯・目的
- 1.2 調査方法

第2章 ソーシャルワーカー育成の国際動向と ASEAN における動向

- 2.1 国際動向
- 2.2 ASEAN 地域における動向
 - ・ ASEAN Training Center for Social Work and Social Welfare (ATCSW)について（組織概要、ソーシャルワーカー育成に関連する計画、今後の活動・運営方針等）
- 2.3 ソーシャルワーカー育成の援助の動向

第3章 各国のソーシャルワーカー育成にかかる現状の把握

- 3.1 調査対象国の社会福祉分野の概要
 - ・ 社会福祉の概要、施策、制度、課題
 - ・ ソーシャルワーカーが就労する分野の状況
- 3.2 ソーシャルワーカーに関する現状
- 3.2.1 ソーシャルワーカーに関する基本枠組みとその現状
 - ・ 調査対象国のソーシャルワーカーに関連する行政組織、法制度、資格制度、政策、計画
 - ・ 調査対象国のソーシャルワーカーについての専門分野の区分け（介護、障害、精神保健、児童等）
 - ・ 調査対象国の社会福祉資格についての任用資格の有無
 - ・ 調査対象国のソーシャルワーカーの育成・配置・定着計画と実際、今後の見込み
- 3.2.2 教育と就労状況
 - ・ ソーシャルワーカー教育（教育制度、教育機関の種類（養成施設、大学等）、教育の現状（学校数の推移、定員と入学数、カリキュラム）、教育環境（施設・設備、教材、教育費、教員の数、質）、実習施設との連携、課題・現在の取組・今後の方向性等）
 - ・ ソーシャルワーカーの就職後の教育の現状と課題（就職後の継続教育、学会や職能団体での継続教育等）
 - ・ 社会福祉分野の就労現状（資格、働き口、教育レベル別の育成・就職・離職・海外流出状況、対象国国内/海外及び国内間（都市部と農村部等）での労働環境の状況、実際の業務と課題、有資格者と無資格者（任用資格者を含む）の違い（業務内容、待遇、昇進等））

- ・ ソーシャルワーカーにかかる協会、民間団体等の現状と取組（沿革、組織概要（宗教的背景を含む）、人員体制、役割、過去5年程度の活動実績、対象国社会福祉省・他ドナー・教育機関・他専門職種団体との関係等）
- ・ 海外就労（他ASEAN諸国）を考慮した水準の人材育成計画や海外就労状況
- ・ ソーシャルワーカー育成における他ドナー・他国の教育機関・専門職団体の動向
- ・ ソーシャルワーカーを配置したことで生じた好事例、ソーシャルワーカーの不足による現場での具体的な問題事例

3.3 ソーシャルワーカーにかかる優先課題

3.4 新型コロナウイルスによる社会福祉分野への影響

3.4.1 社会福祉分野への影響の概要

3.4.2 ソーシャルワーカー分野での取組と課題

第4章 我が国のソーシャルワーカー育成の現状とリソース

4.1 ソーシャルワーカーにかかる状況

4.1.1 基本枠組みとその現状

※第3章 3.2.1と同様の内容を想定

4.1.2 教育と就労状況

※第3章 3.2.2と同様の内容を想定

4.2 ソーシャルワーカー育成についての我が国における成功事例及び失敗事例

4.3 ソーシャルワーカー育成にかかる優先課題

4.4 ソーシャルワーカー育成についての我が国内のリソースの開拓

- ・ 本邦研修を行える候補先
- ・ 個別専門家として派遣可能な人材

第5章 ソーシャルワーカー育成における今後の協力に関する提言

5.1 ソーシャルワーカーにかかる我が国と対象国の状況の比較

- ・ ソーシャルワーカーの（任用資格含む）資格（資格取得の条件、国家試験等の試験、免許、籍の登録、更新制度等）
- ・ 教育・カリキュラム
- ・ 卒後研修（継続教育、新人教育、専門分野等の枠組み）
- ・ 実務・役割、現場で求められる知識・技術
- ・ 専門分野に係る制度等

5.2 今後のJICAの協力に関する提言

- ・ 日本の経験が対象国に与える示唆
- ・ 協力の際のアプローチ
- ・ 協力の際の留意

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 1) 2021年10月下旬より業務開始。
- 2) 2022年2月下旬までに調査報告書と調査結果要約表を提出。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 13.54人月（現地：0.84人月、国内12.70人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／援助の動向分析／各分析の総括業務（2号）
- ② 国際援助機関および我が国におけるソーシャルワーカー育成の動向分析（3号）
- ③ 重点調査対象国調査におけるソーシャルワーカー育成の動向分析およびワークショップ業務
- ④ 調査対象国調査におけるソーシャルワーカー育成の動向分析
- ⑤ 調査対象国調査におけるソーシャルワーカー育成の動向分析
- ⑥ 調査対象国調査におけるソーシャルワーカー育成の動向分析

(3) 現地再委託

以下の業務については、調査対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地での情報収集および現地ワークショップの開催にあたっての支援・補助業務

(4) 配布資料／公開資料等

- 1) 公開資料基礎情報収集・確認調査報告書「児童福祉分野課題対応能力強化のための情報収集・課題分析業務」

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_100_1000044601.html

(5) 対象国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定や事前質問の配布・回収については、必要に応じ対象国の当機構現地事務所・支所の支援を受けられるものとする。

(6) その他留意事項

現地渡航に関し、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響による渡航制限措置等を考慮し決定することとする。各国の渡航制限措置は流動的であり、現地渡航の可否の判断は、契約締結後となる可能性がある。

現地渡航が可能となり、現地調査を実施する場合は、各国政府の定める制限措置及び当機構の定める行動規範に沿った対応をとることとし、当機構現地事務所・支所とも適宜調整を行うこととする。また、現地渡航の実施が不可となった場合にお

いては、国内業務に切り替えて実施することについて発注者と受注者で協議する。その際、最終報告書を含めた報告書の提出期限は変更せず、契約期間等も当該理由による延長等はしないこととする。